

# 1 計画の目的と位置付け

## 1-1 背景と目的

### (1) 背景と目的

わが国では、昭和 30 年代から多くの公共施設等<sup>\*1</sup>が整備され、現在、それらの老朽化が進み、施設の維持・改修などにかかる多額の費用確保が必要となっています。このような状況を「公共施設の更新問題」といい、全国の自治体共通の課題となっています。

本市においても、昭和 30 年代から 40 年代にかけて大規模な宅地開発が行われ、急激な人口増加とともに公共施設の建設が行われてきました。平成に入っても一部大規模な公共施設の建設が行われていますが、築 30 年以上の公共施設が約 75%を占め、大規模改修や建替えが急務となっています。

しかし、今後人口の減少が予想されていることや、昨今の厳しい財政状況の中では、すべての施設を維持・更新することは困難な状況にあります。

このため、本市では、「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない。」ことを目指し、新しい時代にあった価値を提供できるよう公共施設のあり方を見直すことを目的に、平成 18 年度（2006 年度）からの取組を始め、平成 24 年（2012 年）3 月に「鎌倉市公共施設白書」、平成 25 年（2013 年）4 月に「鎌倉市公共施設再編計画基本方針」を策定し、時間をかけて丁寧に公共施設再編の具体的な検討を進め、多くの市民の意見を参考に平成 27 年（2015 年）3 月「鎌倉市公共施設再編計画（以下「当初計画」という。）」を策定しました。

---

<sup>\*1</sup> 公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、污水处理場等）等も含む包括的な概念である。本計画では、原則として、本計画の対象とする本市が行政サービスの提供を目的として保有、又は借り上げている施設（建築物）を公共施設という。詳しくは「1-3 計画の対象施設」P.7 参照。

## (2) 改訂の趣旨

このように、本市では、平成 26 年（2014 年）の総務大臣による通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（以下「総務大臣通知」という。）により国から公共施設等を総合的かつ計画的に管理する計画（公共施設等総合管理計画）の策定を求められる前から、公共施設マネジメントの取組を進めてきました。

また、本市は、平成 28 年（2016 年）3 月に社会基盤施設<sup>\*2</sup>（以下「インフラ」という。）を対象とした「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画<sup>\*3</sup>」を策定するとともに、総務大臣通知を踏まえ、当初計画と「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」を総括した「鎌倉市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を策定しました。

その後、計画策定から時間が経過し、人口推移等社会情勢の変化や関連計画等との整合を図る必要が生じてきたほか、国による公共施設等総合管理計画の見直し要請<sup>\*4</sup>への対応も必要となりました。

このような背景を踏まえ、このたび、当初計画とそれを束ねた総合管理計画の見直しを行うこととし、「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（令和 4 年（2022 年）9 月策定）」や「鎌倉市学校整備計画（令和 6 年（2024 年）3 月策定予定）」などの検討と歩調を合わせ、当初計画の改訂版となる「鎌倉市公共施設再編計画（以下「本計画」という。）」を策定します。同時に、本計画の改訂内容に応じた総合管理計画の改訂を行います。

## (3) 改訂内容の概要

改訂については、鎌倉市総合計画等の本計画に関連する行政計画の状況や社会情勢の変化等を踏まえた時点修正、本計画に沿って公共施設マネジメントを進めた場合の将来的な施設配置図の作成・掲載などを行いました。また、公共施設等総合管理計画の策定・見直しに関する指針や留意事項などに基づき、公共施設の長寿命化や脱炭素化に配慮することとしました。

### ①本計画に関連する主な行政計画の状況等

- ・平成 27 年度（2015 年度）：「鎌倉市都市マスタープラン」を改訂、「鎌倉市人口ビジョン鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」及び「鎌倉市公共施設総合管理計画」を策定
- ・平成 28 年度（2016 年度）：「地域拠点校の考え方」及び「鎌倉市本庁舎整備方針」を策定
- ・平成 29 年度（2017 年度）：「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」及び「鎌倉市営住宅集約化基本計画」を策定
- ・平成 30 年度（2018 年度）：「鎌倉市 SDGs 未来都市計画」を策定（「SDGs 未来都市」に選定される）、機構改革により「公的不動産活用課」を設置
- ・令和元年度（2019 年度）：「鎌倉市本庁舎等整備基本構想」を策定、「鎌倉市気候非常事態宣言」を行う

<sup>\*2</sup> 社会基盤施設（インフラ）：公共施設等のうち、道路・河川・下水道・公園などのインフラストラクチャーをいう。インフラの管理運営のために設置している施設（建築物）を含む。具体的には、公園施設（公園管理事務所など）や生活環境施設（クリーンセンターなど）、下水道施設（下水道終末処理など）などを含む。

<sup>\*3</sup> 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画：市が管理する社会基盤施設（インフラ）が、将来にわたって「市民の安全・安心を守り、市民生活を支え続ける」ことを目指して策定した計画で、インフラ管理の目標とマネジメントの方向性を示している。

<sup>\*4</sup> 令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までに延長された。

- ・令和2年度（2020年度）：「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」を策定  
新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出を受け、公共施設の休館等の実施
- ・令和3年度（2021年度）：「鎌倉市立地適正化計画」を策定
- ・令和4年度（2022年度）：「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」を策定  
「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想」を策定
- ・令和5年度（2023年度）：「鎌倉市学校整備計画」を策定（予定）  
「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画」を策定（予定）

## ②国県の主な動向

- ・平成26年度（2014年度）：「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を発出し、公共施設等総合管理計画の策定を要請
- ・平成26年度（2014年度）：県内の沿岸地域における「浸水域」と「浸水深」が最大となる合計5つの地震による「津波浸水予測図」を公開
- ・平成27年度（2015年度）：「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針について（要請）」を発出し、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要とし、PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定を要請（人口20万人以上の地方公共団体以外には配慮依頼）
- ・平成28年度（2016年度）：本市内に土砂災害特別警戒区域を指定
- ・平成29年度（2017年度）：本市内に洪水浸水想定区域等を指定
- ・令和2年度（2020年）：令和3年度（2021年度）までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出し、令和3年度（2021年度）中の公共施設等総合管理計画の改訂を要請
- ・令和3年度（2021年度）：本市内に高潮浸水区域、土砂災害特別警戒区域を指定  
「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」を発出し、人口10万人以上の地方公共団体に対しても、令和5年度（2023年度）末までのPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定を要請

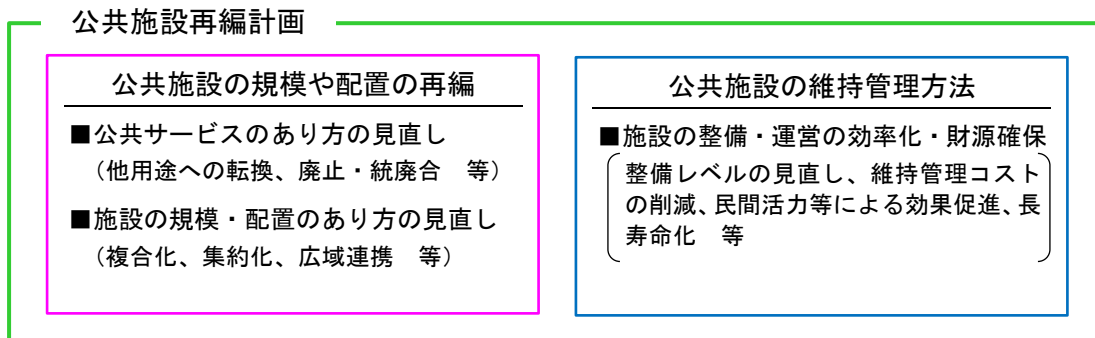
図表 公共施設再編に関連する主な取組経緯

平成18年度(2006年度)	公共施設の全市的配置計画策定検討会設置(庁内組織)
平成21年度(2009年度)	公共施設白書作成への取組開始
平成24年(2012年)3月	鎌倉市公共施設白書作成 維持保全システム構築
4月	経営企画課内に公共施設再編推進担当設置
10月	鎌倉市公共施設再編計画策定委員会設置(外部組織) 鎌倉市公共施設再編計画庁内検討会設置
平成25年(2013年)1月	鎌倉市公共施設再編計画基本方針(素案)パブリックコメント実施
2月	これからの鎌倉市の公共施設を考えるシンポジウム開催
4月	鎌倉市公共施設再編計画基本方針策定
10月	「マンガでわかる公共施設再編の取組」発行
平成26年(2014年)2月	鎌倉市公共施設再編計画市民ワークショップ開催
4月	レイ・ウェル鎌倉 施設廃止
6月	鎌倉市公共施設再編計画市民ワークショップ開催
9月	鎌倉市公共施設再編計画(素案)パブリックコメント実施
10月	鎌倉市公共施設再編計画(素案)説明会開催
11月	公共施設再編計画市民シンポジウム開催
平成27年(2015年)1月	鎌倉市公共施設再編計画(提言)
3月	鎌倉市公共施設再編計画策定 台出張所 廃止
11月	玉縄こどもセンター 開設
12月	レイ・ウェル鎌倉 売買契約
—	鎌倉芸術館PFI(R0方式)事業者募集
平成28年(2016年)3月	本庁舎機能更新に係る基礎調査実施 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定 鎌倉市公共施設等総合管理計画策定
4月	鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会設置 鎌倉市地域拠点校選定委員会設置
平成29年(2017年)2月	地域拠点校の考え方(素案)パブリックコメント実施
3月	地域拠点校の考え方策定 鎌倉市本庁舎整備方針策定
4月	鎌倉市公的不動産利活用推進委員会設置
10月～12月	かまくらまちづくり市民対話・シンポジウム開催
11月	由比ガ浜こどもセンター開設
12月	鎌倉市公的不動産利活用推進方針(素案)パブリックコメント実施
平成30年(2018年)3月	鎌倉市公的不動産利活用推進方針策定
4月	鎌倉市本庁舎等整備委員会設置
令和3年(2021年)	鎌倉はまなみ 建物を民間へ譲渡
—	腰越保育園 事業者選定 (腰越こどもセンターとして令和6年(2024年)4月開設(民間運営))
令和4年(2022年)1月	市営住宅集約化事業(第1次事業)事業者選定 (令和4年(2022年)3月から令和9年(2027年)3月まで)
3月	鎌倉市立地適正化計画策定
9月	鎌倉市新庁舎等整備基本計画策定
令和6年(2024年)3月	鎌倉市公共施設再編計画改訂 鎌倉市公共施設等総合管理計画改訂 鎌倉市学校整備計画策定 鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画策定

## 1-2 計画の位置付け

### (1) 公共施設再編計画の考え方

本計画は、公共施設の規模や配置の再編に関する内容と、再編の検討の結果、利用を続ける施設等（再編の方針に沿って建替える施設や従前のまま利用する施設）の維持管理に関する内容で構成します。

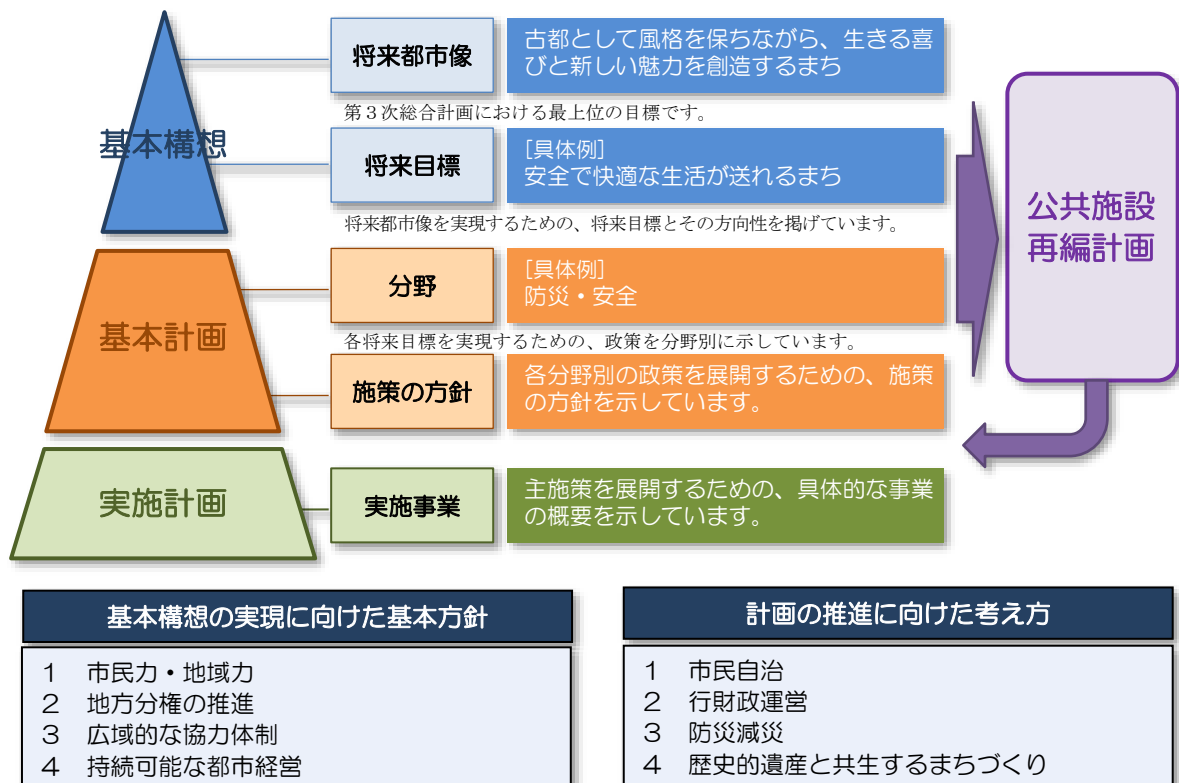


図表 公共施設再編計画の考え方

### (2) 鎌倉市総合計画との関係

第3次鎌倉市総合計画基本構想では、『古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち』を将来都市像に掲げ、6つの将来目標を柱として、第4期基本計画において分野別に施策の方針を示しています。

本計画は、基本構想の実現に向けた「基本方針」の「持続可能な都市経営」、「計画の推進に向けた考え方」の「行財政運営」に基づいています。



図表 第3次鎌倉市総合計画の基本構想と第4期基本計画の主な施策体系

### (3) 個別計画との関係

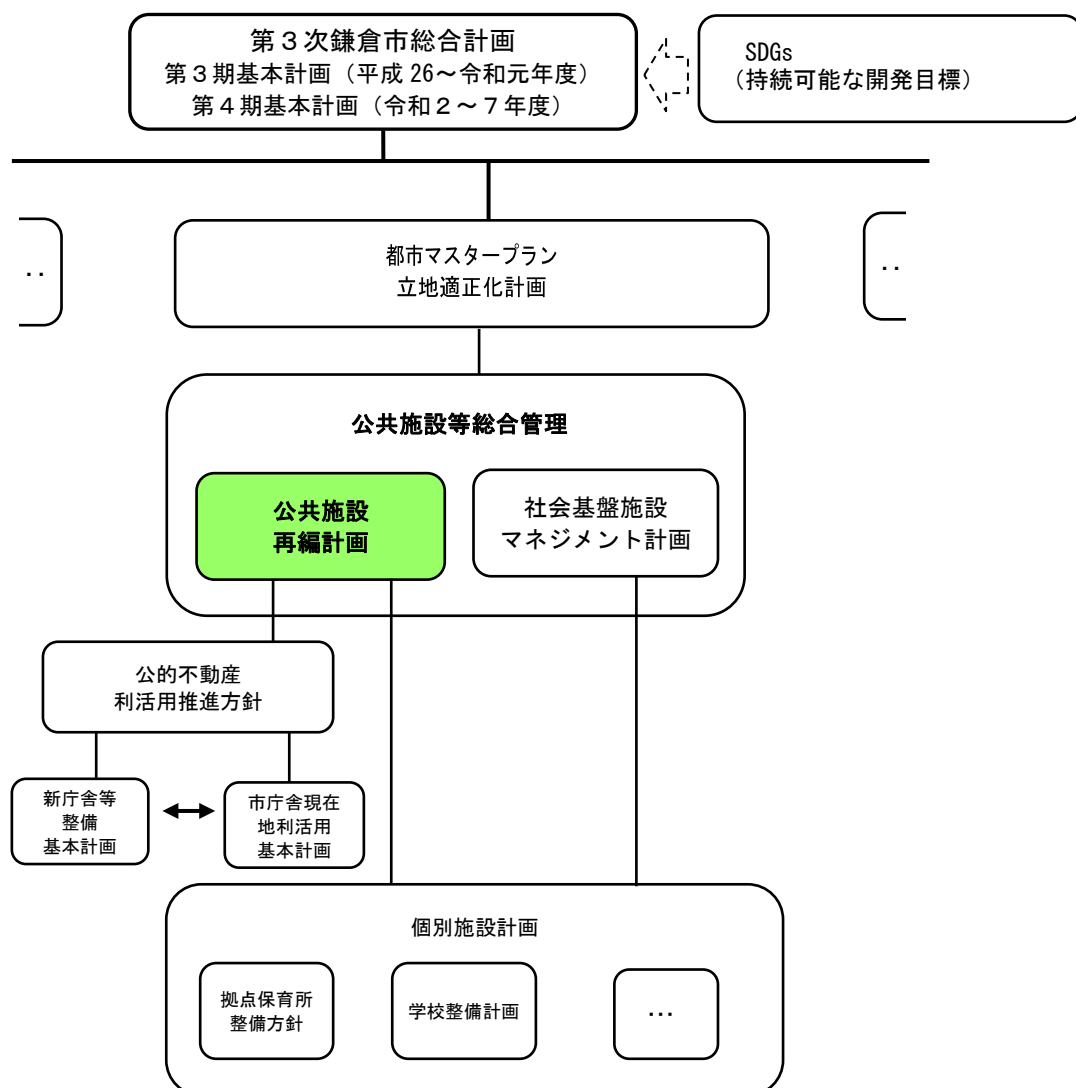
第4期基本計画では、計画の前提となる「計画の推進に向けた考え方」の一つに「行財政運営」を掲げており、その中の具体的な項目として「公共施設等マネジメント」の推進があります。

公共施設等マネジメントは、すべての施策の分野に関連することから、本計画を個別計画の一つと位置付け、鎌倉市都市マスタープランをはじめ、他の個別計画との連携を図りながら、着実な推進に向け取り組んでいきます。

### (4) 総合管理計画及び社会基盤施設マネジメント計画との関係

これまで公共施設再編の取組が先行していましたが、同様に更新問題を抱えているインフラ（道路・橋りょう・下水道等）についても、平成27年度（2015年度）に「社会基盤施設マネジメント計画」として計画を策定しました。

このため、これら計画を、公共施設等の全体を総括する「鎌倉市公共施設等総合管理計画」として取りまとめ、それぞれの計画を一体的に推進することで、本市においても老朽化が進む公共施設等全体の更新・管理を総合的かつ計画的に実施しています。



図表 他の個別計画との関係

### 1-3 計画の対象施設

本計画では、本市が行政サービスの提供を目的として保有、又は借り上げている次の 131 施設を対象とします。なお、倉庫、便所等の施設は対象外とします。また、本計画の主旨に鑑み、更新などの際は、本計画の対象外の施設も含めて複合化等の可能性について調整を進めることとします。

図表 公共施設再編計画の対象施設

※（ ）内は施設数

行政系施設	(行政関連)	市役所・支所等 (6)	消防施設 (8)
市民利用施設	(学校教育)	小学校 (16)	中学校 (9)
	(子ども・青少年)	青少年会館 (2) 子どもひろば (16)	子ども会館(1) <sup>注1</sup> 子どもの家 (16)
	(子育て関連)	保育園 (5)	子育て支援センター (4)
	(福祉関連)	福祉センター (1) 在宅福祉サービスセンター (3)	老人福祉センター (5) その他福祉施設 (3)
	(社会教育関連)	生涯学習施設 (7) スポーツ施設 (6)	図書館 (5)
	(文化・芸術関連)	鎌倉国宝館 (1) 鎌倉美術館 (1) その他文化施設 (2)	鎌倉文学館 (1) 鎌倉歴史文化交流館 (1)
	(住宅関連)	市営住宅 (10)	
	(NPO センター)	鎌倉 NPO センター (第二分庁舎内) 大船 NPO センター (玉縄交流センター内)	

注1：深沢子ども会館は令和6年(2024年)3月末に閉館予定

### 1-4 計画の期間

施設の効率的・効果的な管理と持続可能な運営のためには、施設の耐用年数や建替え及び大規模改修のタイミングを考慮し、中長期的な視点で考える必要があることから、計画の期間は、平成26年度(2014年度)から令和35年度(2053年度)の40年間とします。

また、40年間のうち、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画期間の平成26年度(2014年度)から令和元年度(2019年度)を短期計画、第4期基本計画が終了する令和7年度(2025年度)までを中期計画、令和35年度(2053年度)までを長期計画とします。

なお、将来的なまちづくりを見据えつつ、社会経済情勢の動向、本市の財政状況などを勘案し、令和8年度(2026年度)から令和35年度(2053年度)までを計画期間とする長期計画のスタートとなる令和8年度(2026年度)を目途に計画の見直しを行います。

期間	40年間																		
年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	...	R17 (2035)	...	R35 (2053)		
総合計画	第3次鎌倉市総合計画																		
	第3期基本計画								第4期基本計画								次期総合計画		
	前期実施計画				後期実施計画				前期実施計画				後期実施計画						
公共施設等 総合管理計画		計画 策定	計画期間(40年間)																
公共施設 再編計画 (本計画)	長期計画(40年間)																		
	短期計画(6年間)						中期計画(12年間)												
社会基盤施設 マネジメント計画		計画 策定	運用 準備	長期計画(40年間)															
	短期計画(9年間)									中期計画(19年間)							※R38(2058)まで		

図表 計画期間